

2017年 2月

就職関連部署 御中

大成設備株式会社
担当者：総務部人事課 石田
TEL 03(6302)0152直通
FAX 03(6302)0176

書類送付ご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
毎々格別のご高配に預かりまして厚く御礼申し上げます。
さて、下記書類を同封ご送付申し上げますので、御査収くださいますようお願い申し上げます。

記

書 類 名	部 数
2017年度求人票 (2018年3月卒業予定者)	1 部
求人用ポスター	1 部
卒業生在職者一覧表	1 部
自己申告書	1 部
会社案内 (2種類)	1 部

御連絡事項

- ・ 求人票は倫理憲章の関係もございますので、3月1日より掲示下さい。
 - ・ 卒業生在職者一覧表は、個人情報に関連いたしますので、取扱いにはご注意下さい。
- また卒業生がない場合、卒業生在職者一覧表は入っておりません。

2017年度 求人票 (2018年3月大学卒業予定者)

業 種		建設業	
フリガナ	タイセイセツビカブシキガイシャ		
名 称	大成設備株式会社		
本 社 所 在 地	〒163-0245	TEL : 03-6302-0150	代表者
	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	FAX : 03-6302-0176	取締役社長 高 島 敬
支 店	支店 10ヶ所	営業所10ヶ所	設 立
			昭和40年4月
事業内容	設備工事に関わる施工管理、設計・積算		系 列
			大成建設グループ
書類提出先 (申込受け)	〒163-0245	TEL : 03-6302-0152	資本金
	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号		6億2598万円
採用担当	総務部 人事課 石 田 ・ 平 井		年 商
			329億7570万円
採用条件	文系	学科	職 種
	理系	15名	職 種
前年実績	文系	男 3名	女 0名
	理系	男 12名	女 1名
大学院	既卒者	留學生	計16名(予定)
	否	否	
初任給	基本給	195,000 円	通勤費
	諸手当	15,000 円	賞 与
採用試験	計	210,000 円	昇 給
			年1回(7月)
応募方法		自由or推薦応募	提出書類
選考方法		①筆記試験(適性他)・論作文試験	②予備面談
申込方法		エントリーシート登録	メールアドレス
会社説明会		本社: 3月中旬以降(予定)	筆記試験: 4月初旬(本社・支店/予定)
		支店: "	面接試験: 筆記試験実施以降(本社)
		※電話・メール等にて、お問合せ下さい。	

当社より一言 (ひとこと)

当社は、大成建設株式会社のグループ会社で空調・衛生・電気をメインとした総合設備工事の施工・設計専門企業です。快適な環境の創造を目指し、これまで多種多様な大型プロジェクト等で数多くの実績を残しております。

当社では、特に社員教育に力を入れており、「3年間で一人前のエンジニア(施工管理)になることを目指した研修体系を確立」し、新入社員研修では、社会人としての意識・行動の習得、現場での実体験、設計・積算・CAD等の研修を行います。

さらに役職ごとの階層別研修や建築・設備に関する資格取得を推進し、効果的な資格取得研修会を開催するなど、受験社員をバックアップして合格率を高め、社員のスキルアップやマネジメント力の向上を図っています。

また自由闊達なコミュニケーション重視の企業風土と社員のことを大切に考えることから、「過去5年間の新入社員の離職者は1名のみという極めて少ない」状況を生んでいます。

当社は、人財こそ宝であり、その原石を磨くことで、企業力がより向上できると確信しております。

常に変革意識を持ち、失敗を恐れず積極的に挑戦する、チャレンジ精神旺盛な人材を求めています。

大成設備株式会社



TAISEI

会社説明会 2017年3月より実施予定
(TEL・メールにてお問合せ、またはウェブサイトにて、ご登録下さい。)

1. 事業内容：設備工事全般の施工・設計
2. 募集人数：15名（総合職社員）
3. 職種：技術職（施工管理）
4. 勤務予定地：全国各地
5. 系列：大成建設グループ
6. 連絡先：03-6302-0152
〒163-0245
東京都新宿区西新宿2-6-1
(担当：総務部人事課 石田・平井)
HP：<http://www.aisei-setsubi.jp>
E-mail：[jinji@aisei-setsubi.co.jp](mailto:jinja@aisei-setsubi.co.jp)

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 大成建設株式会社

事業所所在地 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

代表者名 取締役社長 高島 敬 (印)



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

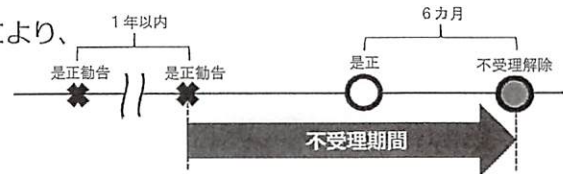
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

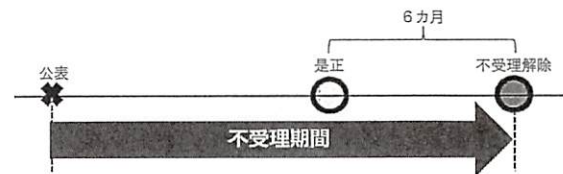
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



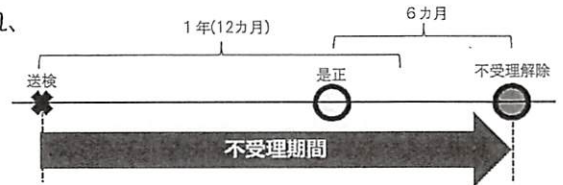
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

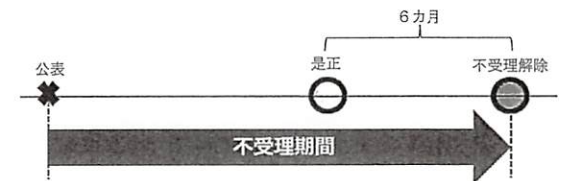
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。